

## 第7章 計画の推進

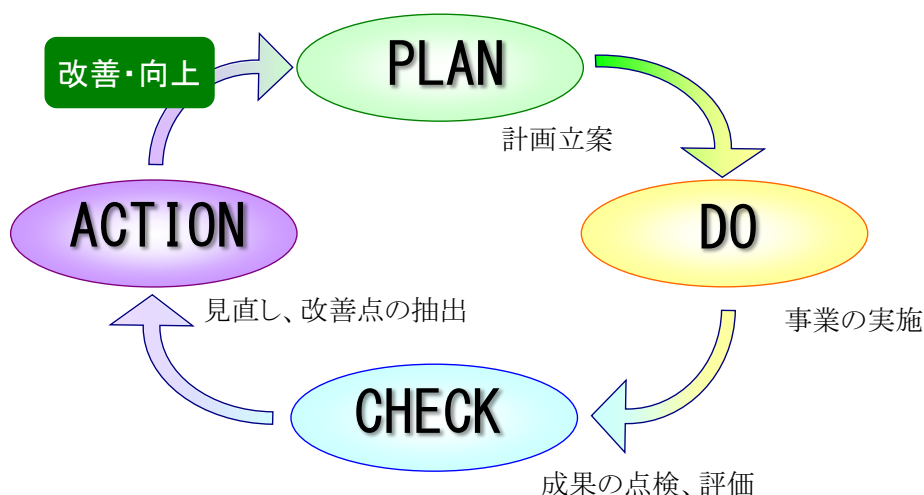
### 1 推進体制及び進行管理

環境基本計画に掲げる基本施策の実施にあたっては、各事業の確実な実施による成果の積み上げと、それぞれを組み合わせることによる相乗効果を発揮させることが重要となります。

各事業の実施においては、各事業の目的と目標の実現に向け、事業内容の再検証、課題を解決するための戦略と具体的な方策の検討を継続していかなければなりません。常に、環境に関する社会動向、市民の要望、地域環境の変化を意識し、計画・事業実施に反映させることが重要です。また、実施された事業の成果は、適正に評価し、次の事業実施、他の計画の企画立案に生かしていくことが必要となります。成果と実績に基づき、次につながる改善と向上を図ることにより、円滑かつ効率的な事業実施による地域環境づくりの継続と、地域環境力の向上を図ることができます。

環境施策に関する計画・事業の効率的な推進を図る中心組織として「東温市環境基本計画等フォローアップ委員会（仮称）」（以下、委員会という。）を設置します。委員会は、「東温市環境審議会」を中心に組織します。環境基本計画策定に携わった方々が、事業の実施、点検・評価、改善・向上（PDCAサイクル※）の実践と、環境保全・活用・創造事業の統一された進行管理に継続して参画することにより、将来の環境像の具現化に向けた効果的な事業の推進を図ります。

委員会を中心に、市民・事業者・市、市内外の団体、関係機関などとの連携を密にいくとともに、推進事業に対する市民・事業者の意識付けとコンセンサスを十分にとり、まちに関わるすべての人がそれぞれの立場で参画することのできる取り組みを推進します。



※PDCAサイクル:PLAN(計画)→DO(実施)→CHECK(点検・評価)→ACTION(見直し)の4段階を繰り返すことによって、事業の継続的な改善を図る。

## 2 各主体の役割と協働

環境保全等の取り組みの実施にあたっては、環境に対する意識を高く持ち、市民・事業者・市の各主体が連携、協力しながら、各々の役割分担を推進することのできる、協働の体制づくりが必要となります。

